

第60回定時株主総会招集に際しての 電子提供措置事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結注記表

個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

遠州トラック株式会社
(証券コード9057)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、法令、定款、社内諸規程を遵守し、リスクマネジメントと一体をなす内部統制システムを構築、整備することが経営の健全性、透明性を高め、当社にとって最適かつ最大のコーポレート・ガバナンスに資するとの認識のもと、取締役会において以下の決議を行っております。

イ. 当社及び子会社(以下、当社グループという)の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社グループの取締役及び従業員は、法令、定款、社内諸規程を遵守することはもとより、社会人として常に社会規範、社会倫理に則った行動をとり、企業活動を通じて社会的責任（CSR）を果たすものとする。この一環として、グループ共通の「企業行動指針」（10項目）を定めている。
- (ロ) 当社グループは、連携のとれた内部統制システムを推進するため、内部統制システム及び法令遵守(コンプライアンス)に関する諸規程の整備を図るとともに、コンプライアンス委員会が各職場における遵法状況を統括的にチェックする体制を構築し、全社的な遵法風土の確立を目指す。
- (ハ) 当社グループの取締役及び従業員は、それぞれ業務の運営状況について相互に牽制し合い、万一、法令違反等不適切な事実を発見した場合は、内部通報制度(ヘルプライン)その他の手段により、遅滞なくコンプライアンス委員会に報告するものとする。取締役社長はかかる風土の醸成に努めるとともに、そのための従業員教育を徹底する。
- (ニ) 当社の内部監査室は、取締役社長直属の機関として、監査方針、監査計画及び監査結果を適時取締役社長に報告する。また、内部監査室は、業務執行部門から一定の独立性を保持する一方、監査に当たっては監査役と連携し、随時、コンプライアンスの状況を取締役や監査役に報告するものとする。不適切な事例については改善のための助言、勧告を行う。

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、文書管理規程等に基づき、文書(電磁的記録を含む)を記録、保存するとともに、必要な場合、閲覧、謄写できる体制を確保する。
- (ロ) 電磁的記録については、IT技術の進展に伴い漏洩リスクが格段に高まっているため、情報管理規程に則り、記録媒体の管理を厳正に行い、そのバックアップシステムの整備強化に努める。

ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 当社グループは、経営の意思決定のタイミングや巧拙に伴う全般的な事業運営リスクや機会損失リスク、与信リスク、システムリスク、環境侵害リスク、訴訟リスク等、多岐に亘る諸リスクを的確に把握し、適時、適切に取締役会、関係部署に伝達する体制を構築する。これらのリスクの管理及び損失の予防のため、リスク管理規程を定め、リスクアンケートに基づきリスクの抽出、評価、分析、対策立案及び報告等を行う仕組みを制度化している。
- (ロ) 斯業にとってリスクウェイトの高い交通事故や荷役作業中の事故防止に向け、安全衛生委員会や自動車整備講習会等を定期的に開催し、事故原因の究明、対策の立案、実行に努める。
- (ハ) 大規模地震災害等に備え、有事の際の防災体制を確立するとともに、事業継続計画(BCP)の策定に努める。

二. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社は、経営の意思決定と業務執行の機能を分離し、業務運営上の役割及び責任を明確化

するため、執行役員制度を導入し、取締役が経営環境の変化に機動的に対応できる体制を確保する。

- (ロ) 当社の経営上の重要事項は、定時取締役会又は臨時取締役会に付議、報告されるほか、原則毎週開催される経営会議(常勤役員、執行役員、事業部長、本社各部長で構成)において、取締役会への付議・報告案件をはじめ重要な経営事項についての審議を行う。また、日々の業務執行状況は月2回開催される経営課題進捗報告会(経営企画部担当執行役員、各事業部次長、本社各部次長等で構成)、各事業所の月次の業績分析や対応策等は毎月開催される業績分析改善会議(役員、事業部長、本社部長、営業所長で構成)や事業部会議等に報告される。当社は、これらの諸会議を通じて取締役の業務執行や意思決定の判断に資する体制を確保する。
- (ハ) 子会社各社は、幹部社員で構成する会議体等において、上記の意思決定プロセスに準じた体制を確保する。

ホ. 当社グループ及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 当社は、定期的に関係会社会議を主催し、子会社の業務執行状況等の報告を受けるとともに、必要な指示伝達を行う。同会議は必要に応じて随時招集する。なお、子会社の月次の業務執行状況や重要な経営事項は当社取締役会に付議、報告される。
- (ロ) 当社は、グループ内融資制度を設け、適宜必要なグループ会社間の資金運用を指導し、資金運用の効率化、子会社の経営の安定化に資する。
- (ハ) 当社の親会社である株式会社住友倉庫及びそのグループ各社と連携し、グループとして一体となった適正な事業運営を進めるため、法令等への対応についてよく情報交換に努めるとともに、当社グループの内部統制の整備・運用状況をはじめ、重要な業務執行状況等については適時親会社に報告する。なお、当該関係によるも、当社の経営方針は尊重されており、親会社との取引条件の決定をはじめとする日々の業務執行は独自の判断で行う体制を確保している。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、並びに当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (イ) 監査役がその職務を補助すべき従業員の設置を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、その指名を行う。
- (ロ) 前項の従業員は、取締役会及び他のいかなる業務執行部門からも独立し、その指示命令権限は監査役に属し、監査役の同意なく当該従業員の人事異動等は行わない。
- (ハ) 監査役から指示命令を受けた当該従業員は、その指示命令に従うとともに、その指示の実効性を確保するため、必要な調査権限を有するものとする。

ト. 当社グループの取締役及び従業員、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (イ) 監査役は、取締役会をはじめ前記の諸会議に必要に応じて出席するとともに、取締役及び従業員から報告を受ける。
- (ロ) 取締役は、適時、重要な経営情報、業務の執行状況を監査役に報告する。また、取締役は、内部通報制度その他より、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のある事項について従業員等から情報を入手した場合、遅滞なくこれを監査役に報告する。
- (ハ) 従業員が職制を通じ、或いは内部通報制度により、直接、間接とを問わず監査役に報告を行った場合、コンプライアンス規程に基づき、これを理由として当該従業員に対し不利益な取り扱いを行わない。

チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社の監査役は、定期的に監査上の重要事項について取締役社長と意見交換を行うとともに、他の取締役、会計監査人、子会社の取締役等との情報交換に努める。当該打ち合わせには必要に応じ、顧問弁護士等の社外の専門家の出席を求める。
- (ロ) 監査役は、内部監査室と緊密な情報交換を行うとともに、監査役監査と内部監査の実施方法や報告体制等について相互に必要な調整を行う。また、監査役は、経理部、総務部、経営企画部等との連携を密にし、その職務の実効を上げるための体制を確保する。

リ. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が独自に公認会計士や弁護士等からの助言及びこれらに類する補助を第三者から受ける必要があると判断し、その職務の執行のために費用の前払い等の請求を行った場合、当該目的に適う限り、速やかに当該費用の処理を行うものとする。

ヌ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(イ) 当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、取締役社長の指示のもと、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

(ロ) 内部統制委員会(委員長：取締役社長)は、上記の目的達成のため、各部署でのモニタリングを通して発見された内部統制上の重要な不備事項に対し、適切に是正又は予防策を策定し、全社或いは関係部署に指示、伝達を行う。同委員会は、取締役会、監査役、内部監査室等とよく連携を図る。

(ハ) 取締役会は、取締役社長による内部統制活動が有効に機能することについて監督責任を負い、監査役、内部監査室は、それぞれ独立した立場から内部統制の整備・運用状況を監視し、必要に応じその改善策を取締役に勧告する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. 内部統制に関する主な取組状況

(イ) 当社は当事業年度において、内部統制委員会を4回開催いたしました。その主な内容は、内部監査室による四半期ごとの内部統制監査結果に関する審議であり、当該審議に基づき、各事業所に対し、内部統制上の共通課題に関する必要な通知等を行いました。

(ロ) 当社は当事業年度において、コンプライアンス委員会を1回開催いたしました。その主な内容は、従業員によるヘルプラインの利用状況並びに外部から寄せられた苦情への対応の報告等であり、同様の問題を未然に防ぐための注意喚起を行いました。

(ハ) 内部監査室は、予備監査を含め、全事業所(子会社を含め、30事業所)に対する往査を実施しました。また同室は、監査役や会計監査人が行う監査とよく連携し、監査の実効性を上げるよう努めております。

ロ. リスク管理に関する主な取組状況

当社は毎年、リスク管理規程に基づき、全事業所に対してリスクアンケート(最大52項目)を実施しています。当事業年度においても、当該アンケートを実施し、その集約・分析結果をフィードバックし、リスク管理意識向上の一助としております。なお、第50期より、当該アンケートの実施と並行し、事業所固有のリスク認識項目を選定させ、その対策立案を通じてリスク発生の予防に努めております。

ハ. 当社グループの業務の適正を確保するための主な取組状況

当社は関係子会社管理規程に基づき、子会社に対し、企業集団としての経営管理に当たっています。具体的には、関係会社会議(年4回開催)を通じて子会社の業務執行状況を監督しております。また、常勤監査役は子会社の監査役を兼務しており、必要な情報の収集及び指導を行いました。

二. 監査役が実効的に行われるための主な取組状況

監査役は適宜取締役社長と意見交換を行うとともに、内部監査室や経理部、経営企画部等と密接な連携をとり、必要な情報の収集を行っています。なお、当社は監査役の求めに応じ、監査役を補佐する従業員(1名)を選任いたしております。

なお、当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、上記のほか、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制の整備状況を内容とする「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を取締役に決定いたしました。当該内容は当社グループ共通のものとし、各子会社の取締役会やコンプライアンス委員会等を通じて、その体制整備に努めております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3 社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社藤友物流サービス
遠州トラック関西株式会社
小笠運送株式会社

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・ 販売用不動産、仕掛販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他の有形固定資産は定率法によっております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主たる事業として、輸送・倉庫を中心とした物流事業を展開しております。物流事業の主な役務の提供による収益は、貨物のトラック輸送、倉庫での保管・荷役などにより計上されるものです。

これらの取引のうち、輸送部門においては貨物の輸送の進捗とともに履行義務を充足すると判断し、履行義務の充足に伴って収益を認識しております。また、倉庫部門の保管業務においては契約期間にわたり均等に履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。荷役業務においては作業が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、作業完了時に収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

従業員及び当社の取締役非兼務の執行役員の退職給付に備えるため、当社及び連結子会社は当連結会計年度末における退職給付債務の見込額（執行役員部分については、内規に基づく当連結会計年度末要支給額）に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記していた営業外収益の「受取補償金」、営業外費用の「違約金」は金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「受取補償金」は0百万円、「違約金」は2百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

退職給付に係る負債 683百万円

退職給付に係る負債の算定において、確定給付制度における退職給付債務の測定に使用する割引率は従業員の平均残存勤務期間と同期間の国債の利回りをを用いて算定しており、期末日におけるこの変動に伴う退職給付債務への影響に重要性があると判断した場合に見直すこととしております。割引率を見直した場合、翌連結会計年度の連結貸借対照表において、退職給付に係る負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当連結会計年度末の退職給付債務の測定に使用した割引率は0.7%、退職給付債務の金額は683百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	14,059百万円
(2) 補助金により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額	
建物及び構築物	394百万円
機械装置及び運搬具	58百万円
土地	18百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	7,546,000株	－株	－株	7,546,000株

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	78,147株	146株	2,934株	75,359株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。また、自己株式の減少2,934株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

イ. 2024年5月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 350百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 47円
- ・ 基準日 2024年3月31日
- ・ 効力発生日 2024年5月31日

ロ. 2024年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 351百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 47円
- ・ 基準日 2024年9月30日
- ・ 効力発生日 2024年12月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2025年5月9日開催の取締役会において次のとおり決議いたしております。

- ・ 配当金の総額 366百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 49円
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年5月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、短期的な預金に限定し、また、資金調達については、銀行借入の金融負債によっております。

受取手形及び営業未収入金、電子記録債権に係る取引先の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、低減を図っております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式で、上場株式については、毎月時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主に短期）と設備投資資金（長期）で、長期借入金については、主に固定金利での借入を行い、金利変動リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額40百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する現金及び預金、受取手形及び営業未収入金、電子記録債権、支払手形及び営業未払金、電子記録債務、短期借入金は注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	317	317	—
(2) 長期借入金	(6,992)	(6,662)	△329

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	317	—	—	317

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	6,662	—	6,662

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社及び一部の連結子会社では、静岡県その他の地域において、賃貸倉庫等を所有しております。
- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
6,518百万円	5,734百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額及び適正な帳簿価額によっております。

8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社グループは輸送・倉庫を中心とした「物流事業」のほか「不動産事業等」を展開しサービスを提供しております。顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	物流事業	その他 (不動産事業等)	合計
運送収入	36,001	－	36,001
倉庫収入	11,165	－	11,165
その他	－	55	55
顧客との契約から生じる収益	47,166	55	47,221
その他の収益	1,318	91	1,410
外部顧客への営業収益	48,484	146	48,631

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
なお、取引の対価は履行義務を充足してから6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。
- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
残存履行義務に配分した取引価格
当連結会計年度末現在、当初の予想期間が1年を超える重要な取引はないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,106円12銭
- (2) 1株当たり当期純利益 319円96銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

倉庫用土地の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて個別に見積り、国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	90百万円
時の経過による調整額	1百万円
期末残高	91百万円

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、不動産賃借契約に基づき、契約終了時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないものについては、債務の履行時期を予測することが難しく、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(2) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|-------------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ③ 棚卸資産 | |
| ・ 販売用不動産、仕掛販売用不動産 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・ 貯蔵品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他の有形固定資産は定率法によっております。 |
| ② 無形固定資産
（リース資産を除く） | |
| ・ 自社利用のソフトウェア | 社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。 |
| ・ その他の無形固定資産 | 定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
- (3) 引当金の計上基準
- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員及び取締役非兼務の執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額（執行役員部分については、内規に基づく当事業年度末要支給額）に基づき計上しております。
なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社は、主たる事業として、輸送・倉庫を中心とした物流事業を展開しております。物流事業の主な役務の提供による収益は、貨物のトラック輸送、倉庫での保管・荷役などにより計上されるものです。
- これらの取引のうち、輸送部門においては貨物の輸送の進捗とともに履行義務を充足すると判断し、履行義務の充足に伴って収益を認識しております。また、倉庫部門の保管業務においては契約期間にわたり均等に履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。荷役業務においては作業が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、作業完了時に収益を認識しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
- | | |
|-------------|---|
| 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。 |
|-------------|---|

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示していた「保険解約返戻金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「保険解約返戻金」は0百万円であります。

また、前事業年度まで区分掲記していた営業外収益の「受取補償金」、営業外費用の「違約金」は金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「受取補償金」は0百万円、「違約金」は2百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

退職給付引当金の貸借対照表計上額 563百万円

退職給付引当金の算定において、退職給付債務の測定に使用する割引率は従業員の平均残存勤務期間と同期間の国債の利回りを用いて算定しており、期末日におけるこの変動に伴う退職給付債務への影響に重要性があると判断した場合に見直すこととしております。割引率を見直した場合、翌事業年度において、退職給付引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当事業年度末の退職給付債務の測定に使用した割引率は0.7%、退職給付債務の金額は556百万円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 11,785百万円 |
| (2) 補助金により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額 | |
| 建物 | 391百万円 |
| 構築物 | 3百万円 |
| 機械装置 | 6百万円 |
| 車輛運搬具 | 52百万円 |
| 土地 | 18百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 46百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 5百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 496百万円 |
| ④ 長期金銭債務 | 870百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|----------|
| ① 営業収益 | 302百万円 |
| ② 営業費用 | 3,210百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 14百万円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	78,147株	146株	2,934株	75,359株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。また、自己株式の減少2,934株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	172百万円
賞与引当金	67百万円
減損損失	373百万円
減価償却超過額	20百万円
資産除去債務	28百万円
会員権評価損	5百万円
未払事業税	35百万円
投資有価証券評価損	1百万円
貸倒引当金	0百万円
その他	41百万円
繰延税金資産小計	746百万円
評価性引当額	△370百万円
繰延税金資産合計	376百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△24百万円
その他有価証券評価差額金	△55百万円
繰延税金負債合計	△79百万円
繰延税金資産の純額	296百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を29.8%から30.7%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は4百万円増加し、法人税等調整額が6百万円、その他有価証券評価差額金が1百万円減少しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取 得 価 額 相 当 額	減価償却累計額相当額	期 末 残 高 相 当 額
建 物	1,471百万円	1,271百万円	200百万円
構 築 物	305	264	41
機 械 装 置	113	98	15
工 具 器 具 備 品	12	10	1
合 計	1,903	1,644	258

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高に占める割合が低い一部について支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	128百万円
1 年 超	236百万円
合 計	364百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高に占める割合が低い一部について支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	144百万円
減価償却費相当額	94百万円
支払利息相当額	22百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

一部のリース物件について、リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 名 称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社	株 式 会 社 住 友 倉 庫	14,922	倉庫業	(被所有) 直接 61.0	倉庫の賃借	支払リース料 (注)1	165	前払費用	15
						未経過リース料期末残高相当額	359	—	—
						支払利息相当額	26	—	—

(2) 子会社等

種 類	会 社 名 称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株 式 会 社 藤友物流サービス	50	運送業	(所有) 直接100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注)2	—	1年内返済 予定の 長期借入金	198
								長期借入金	320
子会社	遠州トラック関西 株 式 会 社	20	運送業	(所有) 直接100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注)2	—	長期借入金	550

- (注) 1. 他社より入手した見積りと比較の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,642円70銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 268円86銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

倉庫用土地の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて個別に見積り、国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	90百万円
時の経過による調整額	1百万円
期末残高	91百万円

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、不動産賃借契約に基づき、契約終了時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないものについては、債務の履行時期を予測することが難しく、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に該当する資産除去債務を計上しておりません。

- (2) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。